

芦屋市民センター及び芦屋市立図書館

清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

目次

手続スケジュール	1
1. 設置場所及び数量	2
2. 応募資格	2
3. 契約期間	2
4. 契約内容等	2
5. 応募方法	5
6. 見積合わせ	6
7. 契約について	6
8. 法令等の遵守	6
9. その他	6
10. 問合せ先	7
別表	8

手続きスケジュール

【令和8年2月12日（木）】応募受付・質疑受付開始



【令和8年2月18日（水）】質疑受付締切（必着）



【令和8年2月20日（金）】質問書の回答



【令和8年2月27日（金）】応募締切（必着）



【令和8年3月2日（月）以降】結果通知発送



【令和8年3月】賃貸借契約の締結手続き



【令和8年4月1日（水）】共用開始

芦屋市民センター及び芦屋市立図書館に設置する清涼飲料水等自動販売機(以下、「自動販売機」)の公募見積合わせに応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1. 設置場所及び数量

芦屋市民センター 芦屋市業平町8番24号 3カ所

芦屋市立図書館 芦屋市伊勢町12番5号 1カ所

※詳細については、別紙明細書のとおり

2. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り、応募することができるものとします。

- (1) 兵庫県又は大阪市に本店又は営業所がある者であること。
- (2) 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る)について、募集年度を含む連続した過去3年以上の実績を有していること。
- (3) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (4) 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等措置を受けていないこと。
- (5) 芦屋市暴力団排除条例(平成24年芦屋市条例第30号)及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱に掲げる者に該当していないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属する者でないこと。

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

ただし、設置日は令和8年3月31日を予定しているが当該施設と相談の上、決めること。

4. 契約内容等

(1) 契約形態

本募集である自動販売機設置事業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、芦屋市が事業者に対し、行政財産である土地、建物の一部を貸し付ける方法により行います。

(2) 用途の指定

自動販売機の設置に限定します。本市の承認を得ずに用途を変更することはできません。

(3) 設置要件

- ① 省エネタイプのノンフロン対応機種で、指定した時間で自動点灯・自動消灯する等のオートタイマーを有すること。
- ② 別紙明細書に示した場所に、指定サイズ内(業務の支障及び通行の妨げにならない範囲)で設置すること。
- ③ 販売価格は標準販売価格を上回らないこと。

- ④ 令和6年7月3日付の新千円紙幣及び、令和3年11月1日付の新500円貨幣が使用できること。
 - ⑤ 電子マネーは必須ではないが留意すること。
 - ⑥ 市民センター本館2階の自動販売機においては、地震や台風などの自然災害発生時、停電時でも無償で飲料などを自動販売機から被災者や帰宅困難者に提供できるような仕組みを講ずること。
 - ⑦ 販売する清涼飲料水等の種類については、設置施設と協議し決定すること。
 - ⑧ 自動販売機の設置場所に1個以上の空き容器分別回収箱を設置し、設置事業者の責任において適切に管理し、回収・処分すること。
 - ⑨ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、各施設の指示に従うこと。
 - ⑩ 販売方法については、カン・ペットボトル等の密閉型とすること。(紙コップは対象外とする。)
 - ⑪ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (4) 権利設定及び譲渡の禁止
土地及び建物を転貸すること、権利の譲渡及び担保に供することはできません。
- (5) 貸付料
芦屋市公有財産規則第16条第1項により、年度ごとに算定した貸付料を本市の請求に基づき、市が発行する納付書により期日までに全額を前納してください(別表参照)。なお、貸付を開始する日が月の初日でない場合、または貸付を終了する日が末日でない場合における当該月の貸付料は日割計算とします。
- (6) 電気料金にかかる工事等
自動販売機にかかる電源は当該施設のものを利用し、これにあたる電気設備等工事が必要な場合は、工事内容を市と協議の上、設置事業者の負担により実施するものとします。また、自動販売機に電気使用量の個別(参考)メーターを、設置事業者の負担によって設置してください。なお、個別(参考)メーターの期限切りに伴う更新も設置業者の負担とします。
- (7) 電気料金
自動販売機の使用に必要な電気料金は、全て設置業者の負担とします。また、各自動販売機にかかる個別(参考)メーターから求められた額(小数点以下切捨て)を、市が発行する納付書により期日までに納付してください。なお、個別(参考)メーターについては、半年ごとに市が確認します。
- 参考：令和7年度前期 電力料金単価
- | | |
|--------|-----------------|
| 市民センター | 26.502円/kwh(税込) |
| 図書室 | 23.916円/kwh(税込) |
- (8) 売上納付金
本市の設定する最低売上納付率(19.00%)以上で、自動販売機の売上金額に、設置

業者が見積もった納付率を乗じた額(小数点第3位以下切り捨て)とします。設置業者は、自動販売機の売上状況を毎月取りまとめ、翌月10日までに当該施設へ売上報告書を提出し、市(当該施設)が発行する納付書により期日までに納付してください。

(9) その他の経費

下記にかかる経費については、設置事業者が負担するものとします。

- ① 自動販売機の設置、維持管理及び補修にかかる一切の経費
- ② 施設の改修等で移設又は一時撤去に要する費用
- ③ 設置期間終了又は期間途中で契約解除となった場合の原状復旧にかかる経費

(10) 自動販売機の維持管理責任

下記については、設置事業者の責任において行うものとします。

- ① 自動販売機に関する利用者への対応
- ② 商品管理、売上金回収・つり銭補充の金銭管理
- ③ 常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れがないように努めること。
- ④ 許可期間が満了した場合又は許可を取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

(11) 衛生管理

自販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理および感染症対策については、関係法令を遵守し徹底を図ってください。

(12) 防犯対策

自動販売機窃盗防止のため、防犯対策等を実施し犯罪の防止に努めてください。

(13) 安全設置

自動販売機を設置するにあたっては、据付け面を十分に確認した上で安全設置し、JIS規格「自動販売機の据付基準」及び一般社団法人日本自動販売システム機械工業会の定める「自動販売機据付基準」に基づくこととします。

(14) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、契約期間が満了する前に、自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3カ月前までに書面により申し出なければなりません。この場合、撤去完了する日までを契約期間とし、納入済みの貸付料は還付しません。

(15) その他

- ① 設置事業者は、市が本件土地及び建物の状況等につき実地に調査し、または所要の報告を求めた場合には協力に応じてください。
- ② 市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は契約の条件に違反する行為があると認めるときは、契約内容を変更することがあります。
- ③ 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。
 - ア. 正当な理由なくして、指定する期日までに契約手続に応じなかった場合
 - イ. 設置予定事業者が応募資格を失った場合
 - ウ. その他設置予定事業者が本件の相手方として不適当と認められる場合

5. 応募方法

(1) 応募受付期間

令和8年2月12日(木)から2月27日(金) <必着>まで

(受付時間：9時から17時まで) ※休館日：火曜日

※申込受付期間内に、配達記録の残る送付方法もしくは持参により締切日に必着するようにお申し込みください。

※自動販売機設置場所については、令和8年2月12日(木)から令和8年2月27日(金)まで見学が可能です。見学を希望する場合は、当該施設へ事前に連絡の上、施設利用者の迷惑とならないようご配慮ください(ただし、事業等により希望日時に沿えない場合があります。)

(2) 申込受付場所

芦屋市民センター本館2階事務室 〒659-0068 芦屋市業平町8番24号

(3) 申込に必要な書類

① 応募申込書(様式1)

② 誓約書(様式2)

③ 印鑑証明書(発行後3カ月以内)

④ 資格審査資料

ア. 自動販売機の設置業務実績のわかるもの(募集年度を含む連続した過去3年以上の実績)

イ. 国税、地方税の各納税証明書

ウ. 登記事項証明書(発行後3カ月以内)

エ. 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの(会社案内のパンフレット等)

※登記事項証明書については、履歴事項証明書の原本を提出してください。ほかの書類については、その写しで差支えありません。

オ. 見積書(様式3)

最低売上納付率は19.00%とします。売上納付率は百分率で表示し、小数点以下第2位まで表示してください。小数点第3位以下を表示した見積書は、小数点第3位以下を切り捨てて計算します。

(4) 応募資格の確認

提出された書類一式の内容が、本募集要項2(1)から(6)のいずれかに反する場合は受付を取消します。

(5) 質問及び回答

本募集に関する質問については、質問書(様式3)を電子メールで提出してください。質問書以外での質問は受け付けません。質問の要旨及び回答は、本市ホームページに掲載します。

① 質問受付期間 令和8年2月12日(木)から令和8年2月18日(水)正午まで

② 質問の提出先 shimin_c@city.ashiya.lg.jp

③ メール件名は「自動販売機設置事業者募集に関する質問」としてください。

④ 質問への回答 令和8年2月20日(金)を目途に回答予定です。

6. 見積合わせ

(1) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者は最低売上納付率（19.00%）以上で、かつ、売上納付率が一番高い事業者とします。最も高い見積りをした者が2者以上あるときは、後日指定する日時にくじにより設置事業者を決定します。

(2) 見積結果の公表

応募された法人に文書で選定結果を通知します。また、公募結果については、市ホームページにて公表します。

7. 契約について

貸付契約の締結は令和8年3月中旬頃を予定しています。なお、行政財産有償貸付契約は、応募申込書に記載された名義で締結してください。

8. 法令等の遵守

設置事業者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に契約の履行にあたるものとします。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

9. その他

- (1) 書類作成にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された応募申込書類等は返却しません。
- (3) 本件応募申込のために提出された書類等に記載された個人情報は、本件応募申込事務のみに使用し、その他の目的には使用しませんが、資格確認等のため、警察当局へ情報提供する場合があります。
- (4) 行政財産有償貸付契約の締結及び履行に関する一切の費用は、設置事業者の負担とします。
- (5) 業務内容に関して疑義が生じた場合には、当該施設と協議を実施すること。

10. 問合せ先

芦屋市業平町8番24号

芦屋市民センター 担当 三浦

電話 0797-31-4995

Mail shimin_c@city.ashiya.lg.jp

芦屋市伊勢町12番5号

芦屋市立図書館 担当 中川

電話 0797-31-2301

Mail library@city.ashiya.lg.jp

【別表】

設置場所	所在地	設置可能面積	設置台数	令和7年度 1㎡あたり 月額貸付料※	売上金額実績 ※ ²
芦屋市民センター 市民会館2階	業平町8番24号	W1.79m ×D1.1m	1台	1,223円	13,355本 1,893,160円
芦屋市民センター ルナ・ホール	業平町8番24号	W1.05m ×D1.1m 空き容器分	1台	1,129円	3,285本 451,930円
芦屋市民センター ルナ・ホール（屋外）	業平町8番24号	W4.0m ×D1.1m	1台	940円（屋外）	新規
芦屋市立図書館 リフレッシュルーム	伊勢町12番5号	W2.0m ×D1.0m	1台 ※ ³	1,933円	7,204本 1,059,370円

※¹ 小数点以下を切り捨てて表示しています。なお、実際に納付していただく金額は、1㎡あたりの月額貸付料(小数点以下切捨て前)に、自動販売機と空き容器分別回収箱の設置面積の合計を乗じて得た金額の小数点以下を切捨てた金額とするため、表示している月額貸付料に設置面積を乗じて得た金額とは異なる場合があります。

※² 参考として過去の実績を記載したもので、売上を保証するものではありません。市民センター市民会館2階は、令和6年度は閉館期間があったため令和5年度の実績、その他は令和6年度の実績です。図書館リフレッシュルームの実績は、設置台数2台の実績です。

※³ 設置可能面積の範囲内であれば2台まで設置可能です。